処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　令　等　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１１条の３第２項
処 分 の 概 要	年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法 第９条の１３（年少射撃資格の認定） 第１１条の３第２項
処　分　基　準	年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	住所地を管轄する警察署生活安全課保安係
備　　考	